



Austin Healey

Austin Healey Club of Japan

規 約

第1章 総 則

第1条 (名称)

本会は、オースチン ヒーリー クラブ オブ ジャパン
(2000年よりヒーレーを英語読みでのヒーリーとする)

英名AUSTIN HEALEY CLUB OF JAPAN (略称AHCJ) と称する。

第2条 (目的)

本会は、日本においてオースチンヒーリー車およびドナルドニヒーリー、ジェフリーニヒーリー親子によって生み出された車を末永く維持し続け、また同好の仲間を募り、交流を深めることを通してその趣味活動の起点とし、ヒーリー車についての多様な情報について収集・広報活動をはじめ、ミーティングやツーリング、レース活動への支援や世界各国のヒーリークラブとの交流を行うことを目的とする。

第3条 (所在地)

本会の所在地は、東京都杉並区堀ノ内3丁目42-6 田辺恵一 方とする。

第4条 (事業年度)

本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年の3月末日迄とする。

第5条 (設立)

本会は1979年4月1日に設立された。

第2章 組 織

第6条 (組織)

本会は、普通免許を取得した20歳以上の男女で次の条件に適合する会員をもって組織する。

- ・ Healey車を所有、もしくは購入を希望している者、もしくは愛好家。
- ・ 本会の趣旨に賛同し本会主催イベントへの参加を希望する者。

第7条 (会員資格の発生)

会員の資格は、年会費を納めたときから発生する。

第8条 (会員資格の喪失)

会員は、次の場合その資格を失い、既に納入した金銭の返還は受けられないものとする。

- ・ 著しく当クラブの品位を汚すと思われる行為をしたとき。
- ・ 会員の過半数が、当クラブに不適合だと判断したとき。
- ・ 退会を申し出たとき。
- ・ 所定の期限内に会費を納入しないとき。

第3章 役 員

第9条 (役員)

本会は、次の役員を置く。

会長：本会を代表して事業を執行する。

池田弘市 東京都小金井市本町5丁目29-12

副会長：会長を補佐し、会長不在の場合は代行して事業を執行する。

浅田朋宏 大阪府吹田市江坂町4-25-3

会計：クラブの出納についての業務を執行する。

田辺恵一 東京都杉並区堀ノ内3丁目42-6

第4章 会 議

第10条（会議の種類）

本会の会議は、クラブミーティングとする。

第11条（クラブミーティング）

クラブミーティングは、毎年4回開催し、事業報告、会計報告及び
会員相互の親睦を図ることを目的とする。

但し、場合によりメーリングリストを利用したオンラインミーティングを
以ってこれに代用する事が出来る。

また、必要に応じて臨時クラブミーティングを開催することができる。

第12条（年次総会）

年次総会は毎年3月に開催されるクラブミーティングを以ってそれとする。

年次総会は、つぎの事項の審議を行う。

- ・当該年度の決算報告
- ・来年度の事業計画
- ・会長、副会長、会計の選任

第5章 会 計

第13条（会費）

本会の会費は、次の通りとする。

年会費・・・5,000円

臨時会費・・・必要に応じてクラブミーティングで審議し、決定する。

第14条（会計年度）

本会の会計年度は、事業年度に準ずる。

第15条（収支決算）

本会の収支決算は、年次総会に報告し承認を得るものとする。

第6章 規約の改定

第16条（規約の改定）

本会の会則を変更する場合は、クラブミーティングにて報告し承認を得るものとする。

本会則に定めなき事項については、クラブミーティングにて処理する。

附則 この規約は、平成23年4月1日から適用する。

この規約内容が正しいことを、証明します。

平成22年10月29日

池田弘市 東京都小金井市本町5丁目29-12

オースチンヒーラークラブオブジャパン会長

池田 弘市



東京都杉並区堀ノ内3-42-6

会計 田辺恵一

